

昭和44年2月1日

発 行 所

山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17

横芝町の人口と世帯

<12月31日 現在>

常住人口 11,859人
 男 5,596人
 女 6,263人
 世帯数 2,796戸



写真説明 (上) 消防団長
の先導で歩武堂々団旗の
入場 (中) 竿頭高く国旗
掲揚 (下) ポンプ操法の
技を競う各分団員



本部〃三部長
第九〃二部長 桜井 評沢 正
第十一一班長 古谷 武雄
本部〃二部員 大木 撰一
〃三部員 謙訪 光弘

新春恒例の消防初出式は、月八日横芝中学校々庭で挙行されました。この日、西寄りの季節風は肌に冷たかったが、雲一つない冬晴れの好天に恵まれて、団員六百七十余名が参集、定期九時、歩武堂々入場する団旗を迎えて式場内はいよいよ緊張の度を加え、県知事代理をはじめ関係各機関、団体の

来賓臨席のもとに式はとどこ
おりなく進められました。
やがて、人員、服装、機械
器具の点検に統いて操法の実
演を展開、各分団とも日頃訓
練した技倅をきそい、第十分
団第一部の模範操法の特別演
技が披露された。次いで小隊
教練、分行行進が行われ、有
時に際して萬全の備えのある
ことが遺憾なく披れきされま

| | |
|----------|-------|
| 第九分隊長 | 鎌木 穏 |
| 本部分隊二部長 | 大藤竜太郎 |
| 第四分隊長 | 伊沢 一 |
| 第五分隊長 | 加藤 和也 |
| 第六分隊長 | 田谷 定雄 |
| 第七分隊長 | 小川 富雄 |
| 第八分隊長 | 川島 隆志 |
| 第九分隊長 | 菅 恒夫 |
| 第十分隊長 | 平山 貞治 |
| 県消防協会精勤章 | 第一分団長 |
| 第十三分団長 | 第四分団長 |
| 県消防協会功勞章 | |

八日、横芝中学校庭で

消防団の初出式

祝辭などがあつて式を閉じました。

中台農村協同館が完成

連日フルに利用されている

中台農村協同館の竣工式が
昨年末二十六日に挙行されました。

建物の設計は千葉大学教授
小泉正太郎氏の構想になるもの、工事は松尾建設会社の請負いで十月一日起工、瓦葺耐火構造の平家建一九平方米(三十六坪余)で工費は二六〇万円。完成した建物の外観はもとより、内部の構造設備とも最も新しい様式が入れられた名実ともに近代的な建築です。

場所はもと出荷場のあった十字路わきの県道ぞ、建物は北側道路に面して中央に玄関、玄関を入って突あたりが十五畳敷の床の間つき日本間、西側が十二坪余の洋式ホールになっていて、どんな会合にも利用できるようになつ



附帯施設として鉄骨建五十坪(予算一五〇万円)の農産物共同出荷場を来る四月までに

が農村環境整備振興計画にもとづいて、共同施設の乏しい地域を振興発展させる目的で推進している事業で、山武郡では東金市と横芝町の二ヶ所にあるだけだそうです。

(写真は新装成った中台農村協同館)

選挙人名簿への登録

申出期限は三月一日

満二十才以上の日本人で、横芝町に三ヶ月以上住んでいる方は、選挙人名簿に登録の権利があります。三月一日までに登録の申し出をしてください。

建設する予定のことですが、目下各農家では大根ややまといも出荷の最盛期にあります。不便不自由で困っています。

出荷場のできるのを秋の思いで待っています。

この協同館というのは、県

が、目下各農家では大根ややまといも出荷の最盛期にあります。不便不自由で困っています。

出荷場のできるのを秋の思いで待っています。

固定資産課税台帳の縦覧について

一月一日現在で調製した昭和四十四年度の、固定資産課税台帳を、地方税法第四一五条の規定によって次のとおり縦覧に供しますので、希望者は閲覧されますようお知らせします。

一、期間 三月一日から三月二十日まで

二、場所 横芝町役場内税務課

町県民税の申告はお早めに

昭和四十四年度分町県民税

の申告期限は三月十五日までです。申告をしなければならない人は必ず期限までに申告をお願いします。

この申告は所得額を申告していただきとともに、扶養控除など各種の所得控除を受けたための大切な申告です。期限におくれたり申告を忘れたりしますとこの控除が受けられず余計な税金がかかることがありますので、申告用紙が

① 給給与所得のほかに事業配当、地代家賃などの給与以外の所得があった人

② 雜損控除や医療費控除を受けようとする人

③ 給与の支払者から役場へ給与支払報告書が提出されていない人

なお所得税の確定申告をする必要はありません。

月額二万円を支給 心身障害者扶養年金

扶養者なき後の心身障害者の生活安定と福祉の向上をはかるため、県条例で心身障害者扶養年金制度を定め、四月一日から実施することになりました。以下その概要について記します。

一、加入者等 県内に居住し心身障害者扶養している満二十才から四十五才までの者(制度発足当初は満六十五才まで)

二、心身障害者の範囲 将来独立して生計を営むことが困難な者で次に該当する者(制度発足当初は満二十五才まで)

三、身体障害者で一級から二級までのもの

四、児童相談所、精神薄弱者更生相談所で精神薄弱者と判定されたもの

五、身体及び精神に障害のある者で、障害の程度が(1)又は(2)と同程度以上と認定されたもの

六、心身障害者扶養のための扶養年金制度

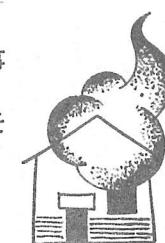
七、心身障害者扶養のための扶養年金制度

八、扶養年金の支給方法

九、扶養年金の支給方法

十、扶養年金の支給方法

十一、扶養年金の支給方法



あなたは火事の恐ろしさを知らない

栗山、木戸台に青年館

これで町内に十一館設置

栗山と木戸台に青年館ができました。

栗山青年館は從来集会所にしていた吉祥院境内に、升ノ内組の請負いで三十坪のものが完成し、昨年十一月十八日竣工式を行いました。工費は一九〇万円。

木戸台青年館は木戸台本村南側入口に越川材木店の施工で三十八坪のものが完成、昨年十二月九日竣工式を挙行、工費は二五八万円。

これで町内の青年館は十一館になったわけで、各部落では青少年の研修練成の場としていることは勿論、公的の集

会や婦人会、老人クラブの会合などに連日のように利用されています。

青年館は県の補助金五十五万円及び町の補助金十五万円す。また敷地内の広場には赤い羽根募金会からの配分金などで児童用の遊具を設備し、子ども達の安全で健康な遊び場となっています。

青年館は場所は至急申し出られるようとに住民課では言っています。

昭和四十四年度に建設を希望される部落は至急申し出ら

れるようとに住民課では言っています。

と地元負担の寄付金で建設す



写真、栗山青年館（上）
と木戸台青年館（下）

二月のこよみ

歳末助けあい運動

1日 成人病予防週間始る
3日 節分 寒あけ
4日 立春
8日 鋏供養
11日 建国記念の日
12日 初午
15日 納税申告始る
16日 わん会（祝迎入減の日）
17日 日蓮誕生祭
18日 旧暦元旦
19日 雨水
20日 浩宮ご誕生日
21日 春の火災予防運動始

生活に恵まれない家庭や長く病気で入院している方に、幾分でも明るい気持で正月を迎えてもらうために、社会福祉協議会と婦人会員が町民からいただいた、歳末助けあい運動の寄附は次のような成績

寄附金

大総地区 横芝地区 上塙地区
大総地区 七九、五一六円
横芝地区 一九、一〇〇円
上塙地区 三、七二三円

所得税、住民税

六、四五〇円
八、六八〇円
一、二七、四六九円

横小児童会
合計
寄附物品

大総地区もち米
横芝地区もち米
上塙地区もち米
まるまんストア
みかん
右の金品は年末に、五四世帯一人の方々に配分していただいた皆様の善意に対し
はれ着きらめき雨をみずして



○横芝俳壇
寒 夕 焼 森 の 遠 近 な く な り ぬ
捨て大根暖冬の芽の伸び居たり

清 水 伊 藤 一 路
寒 夕 烧 森 の 遠 近 な く な り ぬ
捨て大根暖冬の芽の伸び居たり

申込の場所と期日
役場住民課 2月15日まで
大総保育所 // 17日
横芝保育所 // 18日
上塙保育所 // 19日
添付書類
四十三年度の町民税納税通

住民課では、四月から町営の保育所に入れる必要のある子供さんをお持ちの方は、次の要領で申込まれるよう望んでいます。

保育所へ入れる手続
申込の場所と期日
役場住民課 2月15日まで

こどもさんを

保育所へ入れる手續
申込の場所と期日
役場住民課 2月15日まで

有線加入者の異動

| 号 | 番 | 名 | 性別 | 年齢 | 職業 | 会員登録 |
|---|----|------|----|----|-------|------|
| 2 | 18 | 平男子三 | 男 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 3 | 17 | 幸健と徳 | 男 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 3 | 17 | 木施閑藤 | 女 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 2 | 21 | 鈴布小伊 | 女 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 2 | 21 | 旭進仲る | 男 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 1 | 11 | 保て | 女 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 2 | 21 | 子瀬戸木 | 女 | 17 | 農業労働者 | △ |
| 2 | 21 | 神佐江鈴 | 女 | 17 | 農業労働者 | △ |

| |
|------------------------|
| 知書か給与所得者は源泉徴収票 |
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |

| |
|------------------------|
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |

| |
|------------------------|
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |

| |
|------------------------|
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |

| |
|------------------------|
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |

| |
|------------------------|
| 申込書 |
| 住民課又は各保育所に用意してあります。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |
| 申込みをする時は印鑑と保険証を持参ください。 |
| 印鑑と保険証を持参ください。 |